

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

市町村名 (市町村コード)	藤枝市 (22214)
地域名 (地域内農業集落名)	広幡 (水守、八幡、鬼島、上当間、久保田、下当間、仮宿、潮、横内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 北部、南部の農地は水稻栽培が中心となっており、南部水田地帯は大井川用水及び地域用水を水源に水稻栽培が営まれている。
- 八幡・鬼島・水守地区の平坦な農地の多くの圃場では、水稻栽培が担い手に集積されている。
- 仮宿地区は中間管理事業により、農業法人によるオリーブ畑に集積されている。
- 潮・仮宿・横内地区の平坦な農地の多くの圃場では、多くの農地で離農が進むことが予想されるため、水稻の担い手が必要である。
- 上当間・下当間地区の多くの農地が圃場整備済みの農地で作業委託されている圃場も多い。
- 排水路の老朽化による補修が必要である。
- 分散している農地を、担い手にとってできるだけ効率の良い場所に集約していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 現在、担い手となっている経営体に農地利用を集約していく。
- 耕作放棄地に対して、周辺の耕作者が環境の悪化をカバーできる仕組みについて検討していく。(多面的機能支払交付金)
- 部農会に入っている農家が減ったことや、兼業農家が増えていることから、地域の農地の現状や所有者の状況について情報交換できる地域の会合が減っている。今後は、離農した農地所有者も含め、地域の状況について話す機会を設けていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農地を基本とする。
- 住宅地周辺の介在農地については、周囲に暮らす方が望む居住環境との調整を図りながら、農地利用を継続する。
- 傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。 ○新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ○農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○圃場整備済みの農地が多いが、水稻において省力化・効率化を目指すためには、国、県と協力して圃場の大区画化と水路の再整備を検討する。 ○農作業中の農耕車両を守る仕組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ○新規就農者に対して、県、市、JAは十分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ○収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山間地での鹿、イノシシ対策、水田地帯でのモグラ、ジャンボタニシ対策。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③ICTの技術を利用した水稻栽培の水管理技術の導入や大井川用水への費用負担について検討する。
イチゴなどの施設栽培などに、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める
ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。
- ④販売利益が上がる栽培手法などを模索し、実行する。
- ⑤レモン、オリーブなどのブランド化に向けた取組を進める。新たに取組むイチゴ栽培等の施設や設備等を補助する取組を充実させる。
- ⑥燃料費の高騰による負担を軽減する行政支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、水路、農道等を保全補修する活動について検討する(多面的機能支払交付金)。
耕作放棄地の抑制・管理方策として、市民農園の設置の検討を進める。
- ⑧水門等の老朽化や、管理する人の離農、高齢化による減少等の問題解決のために、施設の省力化、電動化を図る。
- ⑩栽培費目の計画表、ブロックローテーションなどにより、少量多品目の栽培を効果的に生産し、直売所で販売する。